



栃木県公報

令和8(2026)年
5月15日(金)
号外
第31号

目次

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部改正…………… 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第7号

栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年5月15日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第19(第4条、第6条関係)警察署長専決事項		別表第19(第4条、第6条関係)警察署長専決事項	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1～144 略		1～144 略	
145 <u>道路交通法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録申請の受理</u>			
146 <u>道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録</u>			
147 <u>道路交通法第95条の2第4項の規定による運転免許証の返納の受理</u>			
148 <u>道路交通法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の処理</u>			
149 <u>道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付申請の受理</u>			
150 <u>道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(警察庁丙運発第24号、丙交企発第100号、丙規発第26号、丙交指発第23号令和6年11月1日警察庁交通局長通達)に基づく免許保有状況変更申出の処理</u>			

151～156 略		145～150 略
157 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による更新された運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理		
158～162 略		151～155 略
163 道路交通法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録申請の受理		
164 道路交通法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録		
165～167 略		156～158 略
168 道路交通法施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報の記載事項変更の届出の処理		
169 道路交通法施行規則第30条の16第1項の規定による運転経歴情報の抹消の処理		
170～173 略		159～162 略
174 道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え(同法第104条の4第2項の規定による取消しに係るものに限る。)		
175～200 略		163～188 略

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 当分の間、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>
別表第1の33の項	警察署長	宇都宮中央警察署長等(宇都宮中央警察署長、宇都宮東警察署長、小山警察署長、足利警察署長又は那須塩原警察署長をいう。以下この表において同じ。)
別表第1の49の項	限る。)	限る。)。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が一部を取り消す場合にあっては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等(宇都宮

		中央警察署長等にあつては管轄署長である場合又は申請者が免許の更新を申請する際に優良運転者に該当していたときに限る。)
別表第1の50の項	警察署長	警察署長(運転経歴情報の記録申請にあつては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等)
別表第1の51の項	同	運転免許管理課長又は警察署長
別表第1の52の項	同	運転免許管理課長又は警察署長(施行規則第30条の12第2項又は第3項の規定による返納の届出にあつては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等)
別表第1の53の項	同	運転免許管理課長又は警察署長(施行規則第30条の16第2項の規定による抹消の届出にあつては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等)

別表第1(第2条関係)

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1~27 略			
28	運転免許の条件の付与又は変更の申請	運転免許管理課長又は警察署長(警察署長にあつては <u>運転免許の条件を付与する場合に限る。</u>)	略
29	運転免許証の交付	運転免許管理課長 _____	
30~32 略			
33	特定免許情報の記録の申請	運転免許管理課長 <u>又は警察署長</u>	略
34~36 略			
37	運転免許試験成績証明書の	運転免許管理課長	略

別表第1(第2条関係)

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1~27 略			
28	運転免許の条件の付与又は変更の申請	同	略
29	運転免許証の交付	運転免許管理課長 <u>又は管轄署長</u>	
30~32 略			
33	特定免許情報の記録の申請	運転免許管理課長 _____	略
34~36 略			
37	運転免許試験成績証明書の	同	略

交付申請				交付申請			
38～48 略				38～48 略			
49	運転免許の取消しの申請	運転免許管理課長、管轄署長又は警察署長（ _____ _____ _____ 警察署長にあつては全部を取り消す場合又は一部を取り消す場合であつて申請者が免許の更新を申請する際に優良運転者に該当していたときに限る。）	略	49	運転免許の取消しの申請	運転免許管理課長、管轄署長又は警察署長（ <u>管轄署長にあつては一部を取り消す場合に限り、</u> 警察署長にあつては全部を取り消す場合又は一部を取り消す場合であつて申請者が免許の更新を申請する際に優良運転者に該当していたときに限る。）	略
50 略				50 略			
51	運転経歴証明書等の記載事項の変更の届出	略	略	51	運転経歴証明書の記載事項の変更の届出	略	略
52～86 略				52～86 略			
備考 略				備考 略			

別表第1の添付17の6中「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月18日から施行する。